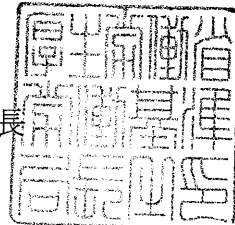


基発 1015 第9号

平成25年10月15日

(社)全国木材組合連合会 御中

厚生労働省労働基準局長



平成25年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会において、経済財政運営と改革の基本方針や日本再興戦略等について配意する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年10月7日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われました。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とはいえない実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

(広報原稿例)

## すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成 25 年 10 月 6 日から 11 月 6 日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成25年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	734	H25.10.18	石川	704	H25.10.19	岡山	703	H25.10.30
青森	665	H25.10.24	福井	701	H25.10.13	広島	733	H25.10.24
岩手	665	H25.10.27	山梨	706	H25.10.18	山口	701	H25.10.10
宮城	696	H25.10.31	長野	713	H25.10.19	徳島	666	H25.10.30
秋田	665	H25.10.26	岐阜	724	H25.10.19	香川	686	H25.10.24
山形	665	H25.10.24	静岡	749	H25.10.12	愛媛	666	H25.10.31
福島	675	H25.10.6	愛知	780	H25.10.26	高知	664	H25.10.26
茨城	713	H25.10.20	三重	737	H25.10.19	福岡	712	H25.10.18
栃木	718	H25.10.19	滋賀	730	H25.10.25	佐賀	664	H25.10.26
群馬	707	H25.10.13	京都	773	H25.10.24	長崎	664	H25.10.20
埼玉	785	H25.10.20	大阪	819	H25.10.18	熊本	664	H25.10.30
千葉	777	H25.10.18	兵庫	761	H25.10.19	大分	664	H25.10.20
東京	869	H25.10.19	奈良	710	H25.10.20	宮崎	664	H25.11.2
神奈川	868	H25.10.20	和歌山	701	H25.10.19	鹿児島	665	H25.10.27
新潟	701	H25.10.26	鳥取	664	H25.10.25	沖縄	664	H25.10.26
富山	712	H25.10.6	島根	664	H25.11.6			